全ト協発第６６４号(環)
令和２年３月１７日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　坂本　克己

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和２年度広報強化週間について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり、植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和２年度広報強化週間について、一層の周知を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、別紙について改めて植物防疫法に基づく植物等の移動規制について、改めて傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考：植物防疫所　植物等の移動規制に関する広報リーフレット
https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/seido/attach/pdf/index-3.pdf

（本件に関する問い合わせ先）
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９

元消安第5636号
令和２年３月13日

公益社団法人全日本トラック協会
会長　坂本　克己　殿

農林水産省消費・安全局長

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和２年度広報強化週間について

日頃から我が国の植物検疫の実施に当たり、御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

本年は国連が定める「国際植物防疫年」であり、植物病害虫の新たな地域への侵入・まん延を防止する観点から、関係企業や団体の協力を得て植物防疫の重要性についての周知活動を展開しているところです。

国内においても、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島から、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制しています。

この移動規制の実効性を確保するため、日頃から植物防疫（事務）所による広報活動を行っているところですが、令和２年度の広報強化週間を別紙のとおり設け、一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく植物等の移動規制について改めて周知を徹底していただきますよう、お願いいたします。

別紙

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和２年度広報強化週間について

１　趣旨

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島（以下「移動規制対象地域」という。）においては、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫が発生している。

当該病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の２及び第16条の３に基づき、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制している。

当該移動規制の実効性を確保するため、移動規制対象地域への旅行者が増加する時期に合わせて広報強化週間を設け、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）による旅行者、移動規制対象地域内の住民、移動規制対象植物の生産者等に対する広報活動を実施することにより、移動規制の内容について周知徹底を図るものとする。

２　実施時期

第１回　令和２年４月20日（月）～４月24日（金）
第２回　令和２年７月13日（月）～７月17日（金）
第３回　令和２年12月14日（月）～12月18日（金）

３　主な広報活動の内容

（１）海空港におけるリーフレット等の配布
（２）海空港におけるポスターの掲示、広報板の設置
（３）船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
（４）地方自治体、関係団体等へのポスター及びリーフレット等の配布
（５）地方自治体、関係団体等が発行する広報誌への掲載依頼
（６）テレビ、新聞等マスメディアへの協力依頼
（７）移動規制対象地域における移動規制対象植物等の生産者へのリーフレット等の配布
（８）移動規制対象地域内の観光地（農産物販売所等）におけるリーフレット等の配布

４　実施主体

横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物防疫事務所

別紙

5　重点実施場所及び担当所

（1）移動規制対象地域からの直行便又は経由便が到着する海空港

都道府県	実施場所	担当所	
北海道	新千歳空港	横浜植物防疫所	札幌支所新千歳空港出張所
宮城県	仙台空港	〃	塩釜支所
茨城県	茨城空港	〃	東京支所鹿島出張所
千葉県	成田国際空港	〃	成田支所
東京都	東京港竹芝埠頭	〃	東京支所
〃	東京国際空港	〃	羽田空港支所
新潟県	新潟空港	〃	新潟支所
石川県	小松飛行場	名古屋植物防疫所	伏木富山支所小松空港出張所
静岡県	静岡空港	〃	清水支所静岡空港出張所
愛知県	中部国際空港	〃	中部空港支所
大阪府	大阪国際空港	神戸植物防疫所	大阪支所
〃	阪神港大阪区	〃	〃
〃	関西国際空港	〃	関西空港支所
兵庫県	阪神港神戸区	〃	
〃	神戸空港	〃	
岡山県	岡山空港	〃	広島支所水島出張所
広島県	広島空港	〃	広島支所
山口県	岩国飛行場	〃	〃
香川県	高松空港	〃	坂出支所
愛媛県	松山空港	〃	坂出支所松山出張所
福岡県	博多港	門司植物防疫所	福岡支所
〃	福岡空港	〃	福岡支所福岡空港出張所
〃	北九州空港	〃	
長崎県	長崎空港	〃	福岡支所長崎出張所
熊本県	熊本空港	〃	鹿児島支所八代出張所
宮崎県	宮崎空港	〃	鹿児島支所細島出張所
鹿児島県	志布志港	〃	鹿児島支所志布志出張所
〃	鹿児島港	〃	鹿児島支所
〃	鹿児島空港	〃	〃

別紙

（2）移動規制対象地域以外の地域への直行便又は経由便が出発する移動規制対象地域の海空港

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原父島二見港	国土交通省	小笠原総合事務所（植物防疫官駐在）
鹿児島県	トカラ列島内の海港	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島内の海港	〃	名瀬支所
〃	奄美空港	〃	〃
〃	喜界空港	〃	〃
〃	徳之島空港	〃	〃
〃	沖永良部空港	〃	〃
〃	与論空港	〃	〃
沖縄県	那覇港	那覇植物防疫事務所	
〃	本部港	〃	
〃	那覇空港	〃	那覇空港出張所
〃	嘉手納飛行場	〃	嘉手納出張所
〃	久米島空港	〃	
〃	平良港	〃	平良出張所
〃	宮古空港	〃	〃
〃	下地島空港	〃	〃
〃	新石垣空港	〃	石垣出張所

（3）移動規制対象地域内の郵便局並びに宅配便、貨物及び青果物取扱店等

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原諸島	国土交通省	小笠原総合事務所（植物防疫官駐在）
鹿児島県	トカラ列島	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島	〃	名瀬支所
沖縄県	沖縄県全域	那覇植物防疫事務所及び同事務所各出張所	

国際植物防疫年 2020

2020年は、国連で定められた「国際植物防疫年2020」です！
この機会に、植物防疫の重要性について広めましょう！

食料の20~40%が損失

植物病害虫のまん延による被害

世界の食料の80％は植物由来、
うち20～40％が植物病害虫により損失

1845年、アイルランドでジャガイモ疫病が流行
100万人以上が餓死

侵入すると防除に多大な費用

防除にかかるコストと近年のリスク増大

1972年、日本の南西諸島でウリミバエの防除を開始
204億円の費用を投じて根絶

国際貿易や旅行者の増加、気候変動により
植物病害虫の侵入リスクが増大

どうやって防ぐ？

一人一人ができること

海外からのお土産やネットショッピングには注意！
海外からは果物や野菜の多くは持ち込み禁止
国内でも**南西諸島からのサツマイモ等の持ち出しが規制**

**身近な人に植物防疫の重要性を伝えて、
日本の農業と緑を守ろう！**

詳しくは 国際植物防疫年 検索

- **民間企業のサポーター認定制度（2020年）**
- **記念切手発行(2020年10月5日)**

農林水産省消費・安全局植物防疫課

主な持ち出せない植物

サツマイモ（紅イモなど）の生塊根

エンサイ（空心菜・ウンチェーバー）の生茎葉

サツマイモ（紅イモなど）の生茎葉

ゲッキツ

まん延を警戒する病害虫

アリモドキゾウムシ

イモゾウムシ

ミカンキジラミ

カンキツグリーニング病菌（病気の症状）

サツマイモノメイガ

アフリカマイマイ

詳しくは下記へお問い合わせください
（蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ）

横浜植物防疫所	045-285-7135
名古屋植物防疫所	052-659-1357
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0980-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2102

移動規制の対象病害虫と対象地域

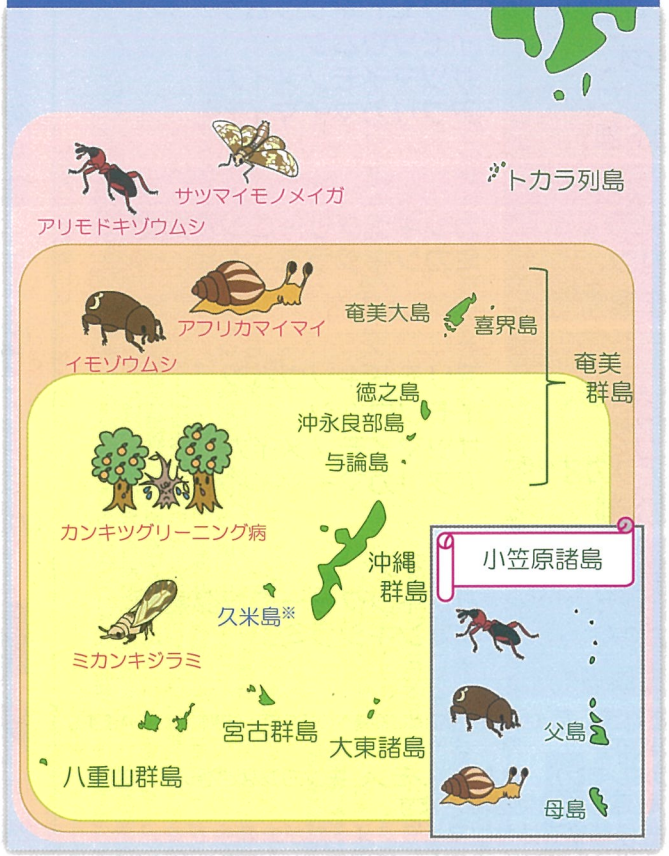

※久米島：アリモドキゾウムシは平成25年４月に根絶されました。

令和元年10月

植物検疫

沖縄県 **奄美群島** **トカラ列島** **小笠原諸島** の一部地域から **サツマイモ、エンサイ、カンキツ苗木** などの植物の **持ち出しが規制** されています。

エンサイ（ヨウサイ・空芯菜）

ノアサガオ

オオバゲッキツ（苗・枝・葉）（カレーリーフ）

サツマイモ（生茎葉を含む）

ゲッキツ（苗・枝・葉）

オオバハマアサガオ

手荷物だけでなく宅配便での持ち出しもダメ!です。

植物検疫／移動規制　検索

http://www.maff.go.jp/pps/

詳しくは中面をご覧ください!

農林水産省
植物防疫所

病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします

移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、徳之島、沖永良部島、与論島にはカンキツ類などに被害を与える病気が発生しています。

これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物など（以下の表）は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域	持ち出せないもの	
	植物の例	病害虫
沖縄県全域※1	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチェーバー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ※6 などの生茎葉、地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※2
	カンキツ類※3、ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジク※6、サルカケミカン、ワンピ などの生植物※4	カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ
奄美群島 トカラ列島※5 小笠原諸島※5	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチェーバー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ※6 などの生茎葉、地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※2
奄美群島の一部（徳之島、沖永良部島、与論島）	カンキツ類※3、ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジク※6、サルカケミカン、ワンピ などの生植物※4	カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ

※1　久米島では、アリモドキゾウムシが平成25年４月に根絶されました（サツマイモなどは同島への持ち出しが規制されています）。
※2　アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。
※3　カンキツ類とは、タンカン、ポンカン、シークヮーサー（ヒラミレモン）、ミカン、レモン、キンカンなどをいいます。
※4　生植物とは、苗木、穂木、生茎葉をいい、種子、生果実、乾燥した植物は除きます。
※5　トカラ列島では、イモゾウムシ、アフリカマイマイが、小笠原諸島ではサツマイモノメイガが未発生です。
※6　ミカンキジラミ、アリモドキゾウムシの寄主植物に、イチジク、オオバハマアサガオが平成28年11月に追加されました。

持ち出しができる場合もあります

カンキツ類の苗木

■カンキツ類の苗木、穂木、生茎葉

検査（１年以上必要）を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。

オオバゲッキツ（カレーリーフ）の生茎葉

■ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジクなどの苗木、穂木、生茎葉

検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。

蒸熱処理の様子

■サツマイモの生塊根

蒸熱処理（数日必要）を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。

詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。